

沖縄クレサラ・貧困被害をなくす会



ニュース

那覇市壺屋2丁目5番7号 3階  
電話 098-836-4851

第16回沖縄クレサラ・貧困被害をなくす会交流集会

日時 平成29年11月9日(木)午後6時30分(開場18時)～午後8時30分  
会場 沖縄県教職員共済会館『八汐荘』 屋良ホール(大ホール150名)  
〔所在地:沖縄県那覇市松尾1丁目6番1号〕  
講師 泉房穂(兵庫県明石市長・弁護士・社会福祉士)  
テーマ「こどもを核としたまちづくり～こどもの未来を守るための社会の責任」  
参加費 1000円(定員150名/先着順)

平成29年9月12日

泉房穂・明石市長講演会について

沖縄県司法書士青年の会  
会長 徳元 秀敬

はじめまして、県内の若手司法書士で組織する沖縄県司法書士青年の会(以下、「当会」という。)の徳元と申します。

標記の件につきまして、沖縄クレサラ・貧困被害をなくす会様のニュースへ少しコメントさせていただきます。

今年1月、当会の中央的位置付け団体である全国青年司法書士協議会(以下、「全青司」という。)の代表者会議が開催され、私も沖縄会代表として参加してきました。

以前から多重債務や貧困問題に取り組んできた全青司ですが、最近クローズアップされている「こどもの貧困」をテーマとした講演が、同代表者会議の際おこなわれました。

講師は、先進的なこども政策の取り組みで話題となっている兵庫県明石市の泉房穂市長でした。泉市長は政治家であり、また法律家(弁護士)でもあります。

私は、泉市長の経歴及び直に拝見したそのひととなりから、気骨な社会活動家であるとの印象を受けました。1時間余りの講演だったのでしょうか、泉市長の気迫溢れるお話を聴いて目からウロコの一言でした。時間はあっという間でした。

日頃より、司法書士(士業)として、自身や業界の存在意義や将来の展望など考えふけることもありますが、生の社会問題・課題に対して全力で取り組む泉市長のパワー溢れる姿をみると、一士業のひとりとして、今後の展望と言いましょうか、何か将来のヒントのようなものが得られた感を受けました。

そんな泉市長ですが、そのパワーの源には、生まれつき重度の障がいのある弟の存在が大きいとお話も講演の中で述べられておりました。

憶測で申し訳ないのですが、恐らく泉市長の場合、市長(政治家)の地位や弁護士の資格といったものは、地位や名誉のためといった感覚は皆無で、ほぼ100%本人が思い描く目的達成のための手段といった位置付けなのでしょう。

昨今の政治の世界を垣間見ると、政局に前のめりとなり、政策は後回しといった状況も散見されます。そのような中、既存勢力からの批判や反発を跳ね返し、信念をもって政策実現のために真っ直ぐ突き進む泉市長の姿勢は、業界の壁を越え、少なからず胸を打たれるものがありました。

また、講演の中で、時折我々若手司法書士へ「国家資格制度に囚われず、真の意味で実のある活動をお互い頑張っていきましょう」と、泉市長が発破をかける場面もありました。

その時、自身が資格取得後間もない研修会で某教授がおっしゃっていた「制度はあとからついて来る」の名言がふと脳裏に浮かびました。

さて、今般、沖縄においても、平成29年11月9日(木)18時30分～、那覇市松尾の『八汐荘』にて、泉房穂・明石市長を招聘し、沖縄クレサラ・貧困被害をなくす会が主催する講演会をおこないます。つきましては、当会(沖縄県青年の会)も共催というかたちで参加させていただき運びとなりました。

当講演にて、士業(法律専門職)として、責任世代として、また人として、これから「何をすべきか、どう生きるか」を模索している方々には、解決の糸口がみえてくるかもしれません。

どうぞ心ある有志のメンバーの多くのご参加をお待ちしております。

以上

## 那覇市営住宅の連帯保証人の条件を改定すべき等とする陳情の報告

安里 長従

本年3月、県の公営住宅「入居募集のしおり」などに、県条例に根拠のない年収200万円以上の収入要件等を保証人に課す記載がなされていたことが地元二紙で大々的に報道されました。同報道では、同様の条件が、那覇、宜野湾、糸満、豊見城、うるま、宮古島、読谷、嘉手納、北谷、与那原の10市町村でも記載されていたことが明らかになっています。

報道後、県は指摘を受け「入居募集のしおり」を改定し、現在は「入居にあたり、入居決定者と同程度以上の収入を有する連帯保証人を1人 \*連帯保証人を準備する事が困難な方は、入居案内時に公社にお問い合わせください。」との記載だけがされています。

一方、那覇市の公営住宅「入居者募集のしおり」には「入居案内時の注意事項」としていまだに以下の記載がされています。

「入居手続きの際には、連帯保証人が2人必要です。

### 連帯保証人の資格

- ・4親等以内の親族で沖縄本島内に在住している方
- ・年齢65歳未満で保証能力のある方（年間総収入が200万円以上の方）
- ・現に県営・市町村営住宅に入居していない方

貧困の問題が深刻な沖縄において、このような収入条件を満たす連帯保証人を確保できるような市民が果たしてどれほどいるのでしょうか。

公営住宅法第1条は「この法律は、国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足る住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。」と規定しています。

つまり、公営住宅が低所得の住宅困窮者のための住宅であることを考えると、連帯保証人の条件を厳格にすることは制度の趣旨に反することとなります。

これは、各都道府県知事あて住宅局長通達公営住宅管理標準条例(案)第10条第1項に連帯保証人の収入要件について「入居決定者と同程度以上の収入を有する者」と記載されていること、その説明のなかで「公営住宅が住宅に困窮する低額所得者の居住の安定を図ることをその役割としていることに鑑みると、入居者の努力にかかわらず、保証人が見つからない場合には、保証人の免除などの配慮を行うべきである。」と通知していることに照らしても明らかです。

県庁所在地かつ中核市である那覇市において、これらの条件が放置されてきたことは問題であり、県と同様、早急に改定すべきです。そこで、当会は、8月31日に沖縄憲法25条を守るネットワーク、しんぐるまざあず・ふぉーらむ沖縄と共同で、那覇市議

会に陳情を提出しました。

今後も低所得や高齢等の住宅確保要配慮者は増加する見込みです。しかし、公営住宅の大幅な増加は今後も見込めません。同陳情では、住宅確保要配慮者・民間賃貸住宅の賃貸人の双方に対し、住宅情報の提供等の支援を実施する居住支援協議会を中核市として独自に設立し、住宅用配慮者に対し公営団地のみならず民間支援団体、不動産関係団体、そして住宅・福祉部局と連携の強化により住宅確保要配慮者のための具体的かつ総合的な施策を主体的に取り組んでいくべきこともあわせて求めています。



## 第31回クレサラ被害者九州ブロック交流集会 in 沖縄

九州各県の持ち回りで開催している「九州ブロック交流集会」が来年は沖縄の担当で開催されることになりました。

日程は2018年6月30日(土)です。

内容等についてもこれから検討します。是非お力をお貸し下さい。

